

このページでは神栖市の
様々な情報をご案内します

かみす ナビ



暮らし

情報公開・個人情報保護制度 2023年度の運用状況

TEL 0299・90・1125 閩総務課

行政文書の公開請求 29件

公開2件、一部公開18件、非公開7件（うち不存在3件）、取り下げ2件

保有個人情報の開示請求 14件

全部開示3件、部分開示7件、不開示4件（うち不存在4件）

民生委員・児童委員

TEL 0299・90・1138 閩社会福祉課

民生委員・児童委員は、住民が自立した生活を営めるように、行政と協力して社会福祉の増進に努めています。「高齢で一人暮らしになっしまい不安だ」「生活が苦しくてどうしたらいいのか」など、心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

「介護給付費等のお知らせ」 発送は終了となりました

TEL 0299・91・1702 閩長寿介護課

介護保険の適正化を図ることを目的として、介護サービスの利用状況や費用などを通知して確認を促すため、「介護給付費等のお知らせ」を年2回送付していましたが、国の給付適正化事業の見直しを受けて、2023年度をもって発送を終了することとなりました。

利用した介護サービスの費用額や

種類の確認が必要な場合は、お問い合わせください。

あげますキャンペーン

TEL 0299・96・8075 閩第一リサイクルプラザ

市民の方から提供された衣類や食器類などを無料で差し上げます。

（期間内1人3点まで）

期間 5月27日（月）～6月1日（土）

時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※正午～午後1時の間は受付を行なっていません

場所 第一リサイクルプラザ

対象 市内在住で営利目的でない方
持ち物 マイナンバーカードや運転免許証など住所を確認できるもの、エコバッグなどの袋

※お子さんが持ち帰る場合は、お子さんの本人確認ができるものをお持ちください

※駐車場に限りがありますので、知人と参加予定の方は、できるだけ乗り合いでお越しください



市民課窓口の証明書交付手数料支払いに キャッシュレス決済が利用できます

閩 市民課 TEL0299-90-1140

住民票や戸籍などの証明書交付手数料の支払いが対象です。

利用できる窓口

市民課証明書交付窓口

使用可能なキャッシュレス決済

クレジットカード、電子マネー、コード決済

※決済ブランドの詳細は市ホームページをご覧ください



注意事項

- 次の項目は対応いたしかねますので、ご注意ください。
- 納税や料金の支払い、証紙などの購入
 - 個人番号カード再交付手数料および電子証明書発行手数料の支払い
 - 現金とキャッシュレス決済の併用払いや複数のキャッシュレス決済の併用払い
 - 分割払い、返金、チャージ、ポイントでの支払い
- ※各種決済に関するお問い合わせは、ご利用の決済事業者へお願いします

神栖市男女共同参画 審議会委員募集

申・閩 市民協働課 〒314-0192 神栖市溝口4991-5
TEL0299-90-1171
✉ kyodo@city.kamisu.ibaraki.jp

自分らしく生きることのできる社会を実現するために、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議し、啓発活動など今後の推進事項を検討します。

募集人数＝3人程度

任期＝委嘱の日から2年間

応募資格＝次のすべてを満たす方

- 市内在住または在勤で満18歳以上
- 平日開催する会議に参加できる（年2回程度）
- 市の他の審議会などの委員を3つ以上兼務していない
- 公務員でない
- 市税などの滞納がない

報酬＝6,000円（交通費別）

応募方法＝所定の応募用紙に、必要事項・応募動機・「あなたが思う男女共同参画」について記入し、郵送、メール、または持参

※応募用紙は市民協働課または市ホームページで入手可能

応募締切＝6月21日（金） ※必着

選考方法＝書類選考（結果は7月上旬に通知します）



松くい虫防除（薬剤散布）の実施

閩 農林課 TEL0299-90-1008

市では毎年、松くい

虫の被害を予防するた

め、ラジコンヘリコプ

ターを使用した、薬剤

散布を行なっています。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

日時＝5月28日（火）～30日（木） 午前4時～正午

※天候（雨・強風）などにより順延する場合があります

区域＝日川浜～はさき生涯学習センター間の海岸防災林



散布中の注意事項

- 区域内に入らないでください
- 散布区域付近のビニールハウスなどは必ず締め切ってください
- 開放してある井戸・金魚池・畜舎のエサ箱などに覆いをしてください
- 洗濯物や薬剤の被害を受けやすいものは、屋内に取り込んでください
- 万一、頭痛・めまい・吐き気などの症状を感じたら、最寄りの保健所・医療機関にご相談ください